

小・中学校の就学援助制度のお知らせ

～隠岐の島町教育委員会～

隠岐の島町では、小・中学校に入学するお子さまの入学準備金（新入学児童生徒学用品費）や入学後の学用品費、修学旅行費、学校給食費などの支払いでお困りのご家庭に、その費用の一部を援助する制度を設けています。

【就学援助を受けることができる方（要保護・準要保護）】

現在、次のいずれかに当てはまり、生活に困っている方

- (1) 生活保護を受けている。

(2) 生活保護が停止又は廃止になっている。

(3) 町民税の非課税又は減免の扱いを受けている。

(4) 下記事項のいずれかにおいて減免の扱いを受けている。

●個人事業税 ●固定資産税 ●国民年金保険料 ●国民健康保険税

(5) 児童扶養手当の支給を受けている。

(6) 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている。

(7) 保護者の収入や世帯状況から経済的に児童生徒が就学困難となる事情があると認められる場合。
- 【援助の内容】
- | 費 目 | 支給方法 | 支 給 額 （年額） | |
|--|---|---|----------------|
| 学用品費
※児童・生徒が通常必要とする学用品購入費 | 保護者へ5月に2分の1、10月に残額を支給します | 小学校 | 1年生 11,630 円 |
| | | | 2～6年生 13,900 円 |
| | | 中学校 | 1年生 22,730 円 |
| | | | 2・3年生 25,000 円 |
| 新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）
※小中学校入学時に必要な学用品等購入費 | 保護者へ以下のとおり支給します
・第1次申請→3月支給
・第2次申請→5月支給 | 小学校 | 1年生 57,060 円 |
| | | 中学校 | 1年生 63,000 円 |
| 修学旅行費 | 学校が指定する納期までに学校口座へ振り込みます | 児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費 | |
| 学校給食費 | 毎月給食センターへ支払います | 児童・生徒の学校給食費で、保護者が負担することとなる金額 | |
| 医療費 | 教育委員会が交付する医療券により診療を行った医療機関に医療費を支払います | 以下の疾病の治療にかかる自己負担額
1.トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性のは除く）
2.白癬、疥癬及び膿痂疹
3.中耳炎
4.慢性副鼻腔炎及びアデノイド
5.齲歯（要観察歯(CO)は除く）
6.寄生虫病（虫卵保有を含む） | |
- ※要保護者で、生活保護法による教育扶助を受けている児童・生徒は、学用品費・学校給食費は対象外。
- 【申請の方法】
1. 就学援助費の受給を希望する方は、申請に必要な書類を揃えて提出してください。

2. 申請に必要な書類

(1) 就学援助申請書

(2) 委任状

(3) 就学援助の「申請事由」が、

・1番～6番 → 該当の事由の根拠となる書類（通知書、証明書など）の写し

・7番 → 世帯全員の「課税証明書」（未就学児及び学生を除く。）※原本
課税証明書は役場1階・税務課にて取得できます。（申請時点で最新年度のもの）
※令和6年1月2日以降に隠岐の島町に転入された方につきましては、前住所地が発行する世帯全員（未就学児及び学生を除く。）の課税証明書

3. 新1年生の入学する学校に兄弟が在学する場合、申請書類は1部にまとめて提出してください。
※小学生と中学生のご兄弟姉妹の場合は、学校ごとに1部提出をお願いします。

【申請の受付期間】

※申請書提出時期により就学援助の支給時期や支給内容が違いますのでご注意ください。

1. 申請書受付開始日・・・2月3日（月）（※土・日曜日、祝日を除く）

2. 申請書類提出期限

・第1次申請締切日…2月 日（ ）

・第2次申請締切日…4月28日（月）

3. 上記以降の申請について（中途申請）
申請は随時受け付けています。（※土・日曜日、祝日を除く。）
※中途申請で支給認定の場合の支給内容は下記のとおりです。

◆学用品費、給食費…申請のあった月から支給対象

◆医療費、修学旅行費…申請のあった日から支給対象

新入学児童生徒学用品費(入学準備金)の支給はありません。

【提出先】

1. 4月に新1年生(小学生または中学生)になるお子さまがいるご家庭
→入学予定の学校へご提出ください。

2. 4月に新2～6年生(小学生)・新2～3年生(中学生)になるお子さまがいるご家庭
→現在、在学している学校へご提出ください。

【注意事項】※必ずご確認ください※

1. 町外への転出などにより、4月から隠岐の島町立の小中学校に通学する予定のない方の申請はできません。（※3月に入学準備金の入学前支給を受けた後、町立小中学校に入学しなかったときは、返還していただくことになりますのでご注意ください。）

2. 認定された方で転居、転校、婚姻、離婚等により世帯の状況が変わった場合は、必ず学校へご連絡の上指示を受けてください。（場合によって認定取消や援助費を返還していただくことがあります。）

3. 学校からの集金に未納がある世帯には、就学援助（学用品費）の支給を保護者に入金できない場合があります。どうしても払えない場合は、必ず学校と相談して対策を検討してください。

～ 問い合わせ先 ～（何かございましたらお気軽にご連絡ください）
隠岐の島町教育委員会総務学校教育課学校教育係(吉田・永海) 2－2095

～裏面に申請書および委任状の記載例を掲載していますので参考にしてください。～